



內政部營建署

預告修正「原有合法建築物防火避難設施及消防設備改善辦法」第2條附表2
建築管理組
發布日期：2019-08-07
內政部108.8.7台內營字第1080811872號令

主旨：預告修正「原有合法建築物防火避難設施及消防設備改善辦法」第2條附表2。

依據：行政程序法第151條第2項及第154條第1項。

公告事項：

- 一、修正機關：內政部。
- 二、修正依據：建築法第77條之1。
- 三、「原有合法建築物防火避難設施及消防設備改善辦法」第2條附表2修正草案如附件。本案另載於本部全球資訊網站網頁及本部營建署全球資訊網站。
- 四、對於公告內容有任何意見或修正建議者，請於本公告刊登公報之次日起60日內陳述意見或洽詢：

(一)承辦單位：內政部（營建署及消防署）

(二)地址：營建署，臺北市八德路2段342號；消防署，新北市新店區北新路3段200號8樓。

(三)電話：營建署，02-87712705；消防署，02-81959224。

(四)傳真：營建署，02-87712709；消防署，02-89114268。

(五)電子郵件：營建署，cpamail@cpami.gov.tw；消防署，stuart123321@nfa.gov.tw。

最後更新日期：2019-08-07

內政部營建署版權所有 © 2019 All Rights Reserved.

新竹市建築師公會	
收	108年9月9日
文	第0928號

估108年8月份全國公告

8月份重要公文目錄，補刊登網站

威繼云

P. 62

秘書 蔡錦緞

9/9

原有合法建築物防火避難設施及消防設備改善辦法第二條附表二修正草案總說明

原有合法建築物防火避難設施及消防設備改善辦法(以下簡稱本辦法)自八十四年二月十五日訂定發布，歷經五次修正，最近一次修正為一百零一年四月十日。茲因一百零七年十月十七日修正發布之各類場所消防安全設備設置標準，針對收容避難弱勢族群場所，要求不限面積設置自動撒水設備、一一九火災通報裝置，及達一定規模者其廚房應設置簡易自動滅火設備等消防安全設備，以確保消防安全。為提供原有合法建築物消防設備之改善依據，爰擬具本辦法第二條附表二修正草案，增列簡易自動滅火設備、一一九火災通報裝置、防災監控系統綜合操作裝置、冷卻撒水設備及射水設備為改善項目並定其改善方式。

原有合法建築物防火避難設施及消防設備改善辦法 第二條附表二修正草案條文對照表

修正附表

第二條附表二：消防設備改善項目、內容及方式

類組別		改善項目 改善方式	消 防 設 備 類																			
			滅火 器	室內 消防 栓	自動 撒水 設備	簡易 自動 滅火 設備	火警 自動 警報 設備	一 二 九 火 災 通 報 裝 置	瓦 斯 漏 氣 火 警 自 動 警 報 設 備	緊 急 廣 播 設 備	標 示 設 備	緊 急 照 明 設 備	避 難 器 具	排 煙 設 備	緊 急 電 源 配 線	防 災 監 控 系 統 綜 合 操 作 裝 置	冷 卻 撒 水 設 備	射 水 設 備				
A類	公共集會類	A-1	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	×	×				
		A-2	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	×	×			
B類	商業類	B-1	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	×	×			
		B-2	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	×	×		
		B-3	○	△	△	○	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	×	×	
		B-4	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	×	×
C類	工業、倉儲類	C-1	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	×	×	
		C-2	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×
D類	休閒、文教類	D-1	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	×	×	
		D-2	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×
		D-3	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×
		D-4	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×
		D-5	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×
E類	宗教類	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×	
F類	衛生、福利、更生類	F-1	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×
		F-2	○	△	△	○	○	○	○	△	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×
		F-3	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×
		F-4	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	○	×	×	×	×	×	×	×
G類	辦公、服務類	G-1	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×
		G-2	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×
		G-3	○	△	△	×	○	×	○	○	○	○	△	△	×	○	○	○	○	○	×	×
H類	住宿類	H-1	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×
		H-2	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×
I類	危險物品類	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備註：

- 一、有關建築物之用途分類，依建築物使用類組及變更使用辦法之類組定義、使用項目規定辦理。
- 二、改善方式符號說明：
 - (一) 「○」：應依現行法令規定辦理改善。
 - (二) 「△」：應依第二十五條規定辦理改善。
 - (三) 「×」：免辦理檢討改善。

修正說明：

一、為配合一百零七年十月十七日修正發布之各類場所消防安全設備設置標準(以下簡稱設置標準)納入一一九火災通報裝置等消防安全設備，爰增列簡易自動滅火設備、一一九火災通報裝置、防災監控系統綜合操作裝置、冷卻撤水設備及射水設備為改善項目，並酌作順序調整。

二、增列之消防設備改善項目及其改善方式說明如下：

- (1) 簡易自動滅火設備：查設置標準第十八條第二項規定所定應設置簡易自動滅火設備之餐廳、榮譽國民之家、長期照顧服務機構（限機構住宿式、社區式之建築物使用類組非屬 H-2 之日間照顧、團體家屋及小規模多機能）、老人福利機構（限長期照護型、養護型、失智照顧型之長期照顧機構、安養機構）、護理機構（限一般護理之家、精神護理之家）、身心障礙福利機構（限照顧植物人、失智症、重癱、長期臥床或身心功能退化者），其建築物使用類組分屬 B-3、F-1、F-2、H-2 範疇，復考量餐廳排油煙設備火災案例、老人福利機構等場所收容人員屬避難能力較低之族群，為避免廚房排油煙管及煙罩長期吸附油垢未清理易肇致火災發生並產生擴大延燒情事，爰規定上開類組場所應依現行法令規定辦理改善，俾利初期滅火。
- (2) 一一九火災通報裝置：查設置標準第二十二條之一規定所定應設置一一九火災通報裝置之醫院、療養院、榮譽國民之家長期照顧服務機構（限機構住宿式、社區式之建築物使用類組非屬 H-2 之日間照顧、團體家屋及小規模多機能）、老人福利機構（限長期照護型、養護型、失智照顧型之長期照顧機構、安養機構）、護理機構（限一般護理之家、精神護理之家）、身心障礙福利機構（限照顧植物人、失智症、重癱長期臥床或身心功能退化者），其建築物使用類組分屬 F-1、F-2、H-1、H-2 範疇，為利即時通報火警訊息至當地消防機關派遣救災，爰要求依現行法令規定辦理改善。
- (3) 防災監控綜合操作裝置：按建築技術規則建築設計施工編第二百零五十九條規定明文高層建築物應設置防災中心，又設置

標準第二百三十八條第三款規定防災中心應設置防災監控系統綜合操作裝置，爰設於上開高層建築物者均應設置防災監控系統綜合操作裝置，俾整合火警受信總機、緊急廣播、通話連絡、緊急發電機、探測器、滅火設備及排煙設備等於一整合介面，以利監控或操作硬體及軟體設備，有效提供消防人員搶救資訊輔助救災行動，爰規定其改善方式依現行法令規定辦理改善，另考量F-4類組為限制個人活動之戒護場所，如：勒戒所、監獄、看守所、感化院等，該等場所無達到應設置本項設備之規模，爰規範其免辦理檢討改善。

- (四) 冷卻撤水設備及射水設備：考量公共危險物品儲槽場所、可燃性高壓氣體製造場所等I類場所，因其火載量大、危險性高，為避免上開場所擴大延燒，造成重大事故，爰規定應依現行法令規定改善設置是項設備。

三、備註酌作文字修正。

現行附表

第二條附表二：消防設備改善項目、內容及方式

改善項目 改善方式 類組別		消 防 設 備 類												
		室 消 栓	內 防	自 動 水 龍 設 備	火 警 自 報 警 設 備	警 動 報 警 設 備	緊 急 播 音 設 備	標 示 設 備	緊 急 照 明 設 備	避 難 器 具	瓦 斯 氣 警 動 報 警 設 備	排 煙 設 備	滅 火 器	緊 急 電 源 配 線
A類	公共集會類	A-1	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
		A-2	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
B類	商業類	B-1	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
		B-2	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
		B-3	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
		B-4	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
C類	工業、倉儲類	C-1	△	△	○	○	○	○	△	○	△	○	○	
		C-2	△	△	○	○	○	○	△	○	△	○	○	
D類	休閒、文教類	D-1	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
		D-2	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
		D-3	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
		D-4	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
		D-5	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
E類	宗教類		△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
F類	衛生、福利、更生類	F-1	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
		F-2	△	△	○	△	△	○	○	△	○	△	○	○
		F-3	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
		F-4	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	○	○
G類	辦公、服務類	G-1	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
		G-2	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
		G-3	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	×
H類	住宿類	H-1	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
		H-2	△	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
I類	危險物品類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

備註：

一、有關建築物之用途分類，依建築物使用類組及變更使用辦法之類組定義、使用項目規定辦理。

二、改善方式符號說明：

- (一)「○」：應依現行法令規定辦理改善。
- (二)「△」：應依本辦法第二十五條之規定辦理改善。
- (三)「×